

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	6-5
許認可等の種類	特定毒物研究者の許可			
根拠法令条例等・条項	毒物及び劇物取締法第6条の2第1項			
許認可等の概要	学術研究上特定毒物を必要とする者に対する特定毒物の使用及び所持の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	毒物及び劇物取締法第6条の2第2項 都道府県知事は、毒物に関し相当の知識を持ち、かつ、学術研究上特定毒物を製造し、又は使用することを必要とする者でなければ、特定毒物研究者の許可を与えてはならない。  次の基準を県の基準とする。 昭和31年7月31日付け薬事第339号厚生省薬務局薬事課長通知 昭和59年4月2日付け薬安第25号厚生省薬務局安全課長通知			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠				